

公募型企画プロポーザルの執行について

令和4年12月28日

大阪市福祉局長 坂田 洋一

次のとおり公募型企画プロポーザルを執行します。

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（市役所2階北側）
電話：06-6208-7926 FAX：06-6202-0990

2 公募型企画プロポーザルに付する事項

（詳細は受託団体募集要項を参照）

（1）業務名称

あいりん日雇労働者等自立支援事業業務委託 長期継続（概算契約）

（2）業務実施期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

（3）業務内容

・相談支援

生活上の相談や健康面の相談等を受け、適切な支援へ誘導する。

・居場所支援

あいりんシェルターの運営を行う。

・高齢日雇労働者社会的就労支援

年齢や体力的な理由により通常の日雇労働に就けない者に対し、補充的な仕事出しを行う。

・越年時支援

年末年始の期間において、食と住の援護を行う。

※詳細は、あいりん日雇労働者等自立支援事業企画指示書参照

3 応募資格等

（1）応募資格

法人、その他の団体、または複数の法人等が共同する連合体であること（以下「法人等」という。）個人での申請はできません。

（2）欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、事業者になれません。

- ① 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者。

- ③ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者については、参加申請時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ④ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、連続して1年以上の営業実績を有し、且つ、納税義務者にあつては、消費税・地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

4 申請書等の交付

(1) 交付期間

令和4年12月28日(水)～令和5年1月31日(火)の本市の休日を除く毎日、午前9時～午後5時30分(ただし正午から午後1時の間を除く)

(2) 交付場所

「1 担当」に同じ。

なお、大阪市ホームページ上からもダウンロードできます。

5 応募申請について

(1) 受付日時

令和5年12月28日(水)～令和5年1月31日(火)

午前9時から午後5時30分まで(ただし正午から午後1時の間を除く)

(2) 受付場所

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課(ホームレス自立支援グループ)

大阪市役所本庁舎2階北側

(3) 申請書類

「令和5年度あいりん日雇労働者等自立支援事業業務委託長期継続(概算契約)受託団体募集要項」の提出書類を作成のうえ、正本1部、副本4部の計5部を提出してください。

(4) 申請にかかる注意事項

- ① 提出後の申請書類の再提出及び差し替えは認めません。
- ② 提出された書類については、理由の如何に関わらず返却いたしません。
- ③ 書類を提出後に辞退する場合は辞退届を提出してください。
- ④ 申請に関して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ⑤ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥ 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ⑦ 副本については、審査における匿名性を確保するため、事業者を推定できる内容(事業者の名称、所在地、代表者氏名)をマスキング(匿名化)してください。
- ⑧ 申請書類は、原則としてA4判(A3版で作成したものは、折り込んでA4判

に合わせること)横書きとします。申請書類は、紙等のファイルに、縦に左綴じにし、目次を付してください。なお、ファイルの表紙と背表紙には、応募する業務名称と法人等の団体名称を明示してください。

6 契約保証金

本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条の規定に基づき、契約保証金(契約金額の100分の5)の支払いが必要となります。

ただし、「大阪市契約規則」第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除します。

7 契約相手方の決定方法

(1) 選定方法

本企画提案の審査については、「あいりん日雇労働者等自立支援事業事業者選定会議」で行い、その意見を受けて選定します。

審査の結果、合計点数が最も高い者を委託候補者として選定します。

ただし、評価点が60点に満たない団体は失格となります。

(2) 選定基準

ア 基本的な考え方

選定については、「事業計画の内容」と「実行力」について審査を行います。

合計点数の最も高い者が複数となった場合は、「事業を円滑に遂行するための組織体制(団体の長の配置、各部門の長の設定、他の関係機関との連携等)、運営基盤(財政基盤の安定性)があるか。」の評価点が最も高い提案者を委託候補者として選定することとし、この評価点も同点の場合は、「本市が示す募集要項、企画指示書にある本事業の趣旨、目的が十分に意識されているか。」の評価点が最も高い提案者を委託候補者として選定することとし、この評価点も同点の場合は、くじ引きにより決定します。

イ 提案審査評価項目

事業計画の内容【50点】

審査内容	配点
○本市が示す募集要項、企画指示書にある本事業の趣旨、目的が十分に意識されているか。	15点
○団体の専門性や特性、実績、経験からの強みを活かした提案内容となっているか。	5点
○独自性がある提案内容となっているか。	5点
○的確な現状分析に基づき、利用者の自立支援のニーズ(就労、医療、生活保護等)を把握しているか。	5点
○利用者の自立支援のニーズ(就労、医療、生活保護等)に基づき課題を設定しているか。	5点
○到達目標は、課題設定に基づき明確に、具体的に設定されているか。	5点

○到達目標の実現に向けて、段階的に具体的なプロセスが描けているか。	10点
-----------------------------------	-----

実行力【50点】

審査内容	配点
○過去に類似した事業を実施してきた実績があるか。	10点
○事業を円滑に遂行するための組織体制（団体の長の配置、各部門の長の設定、他の関係機関との連携等）、運営基盤（財政基盤の安定性）があるか。	20点
○事業を円滑に遂行するための関係機関（実施機関、他の支援機関、企業等）とのネットワークを有している、あるいは構築できるか。	10点
○現実的で実行可能な方法、年間の計画で立案されているか。	5点
○現実的で実行可能な予算（人件費、物件費）で立案されているか。	5点

（3）選定結果等

選定結果は、全申請者に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市ホームページへの掲載等により公表します。

選定後、受託予定法人を細目を協議し、令和5年度予算が発効したときに委託契約を締結します。

また、選定後の受託の事態は原則として認めません。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

なお、令和5年度予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とします。